

「松江市文化芸術振興条例(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)

松江市 政策部 地域振興課

1. 趣旨

松江には長い歴史のなかで、市民の日常生活に受け入れられ、暮らしに根づいている多くの文化芸術があります。松江市議会から、地域に伝わる伝統文化が失われることを危惧し「国際文化観光都市松江の歴史伝統文化を未来へ継承することについての提言」をうけました。

生活スタイルや価値観が大きく変わりつつあること、また、人口減少社会に転じた今、このままでは10年に1度のホーランエンヤをはじめとする様々な文化芸術が知らないうちに失われてしまうのではないかという強い危機感を抱きました。

市民が誇るべき松江の文化芸術を改めて評価・検証することで、誰もがその大切さを再認識する必要があると考え「知る」「育てる」「伝える」「創造する」「活用する」「支える」の6つの視点を通じて、松江の文化力を生かしたまちづくりを皆さんと一緒に取り組みたいと思い条例(案)を作成しました。市民の皆様からのご意見をいただきますようお願いします。

2. 条例(案)の名称について

市報11月号では「松江市文化芸術振興条例(案)」の意見募集としておりますが、市報発行後に開催した第6回松江市文化行政のあり方検討委員会の意見をふまえて、条例(案)の名称を「松江の文化力を生かしたまちづくり条例(案)」に変更しました。「松江の文化力を生かしたまちづくり条例(案)」についてご意見をお寄せいただきますようお願いします。

ただし、市報に掲載しているため、この意見募集の表題は「松江市文化芸術振興条例(案)」のままとしております。

3. 意見募集期間

令和2年11月4日(水)から令和2年12月4日(金)まで
(注意)持参の場合は最終日の午後5時必着

4. 資料を閲覧できる場所

「松江の文化力を生かしたまちづくり条例(案)」は、次で公開しています。

- 市ホームページ
- 市役所本庁舎2階(総務課内行政資料コーナー、地域振興課)
- 各支所(行政資料コーナー)
- 各公民館

5. 意見の提出方法

次のいずれかの方法で提出してください。なお、これらの方法によりがたい場合は、下に記載しているお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ 郵送もしくは持参（〒690-8540 松江市末次町 86 松江市役所 地域振興課）
- ・ ファックス（0852-55-5665）
- ・ 電子メール（chiiki@city.matsue.lg.jp）

メールタイトルに「条例（案）に関する意見」と記してください。

意見を提出される際は①意見②名前③住所④電話番号(団体にあつては、名称、所在地)をご記入ください。様式は問いませんが、参考に「意見提出書」を添付しています。

※参考資料は、意見募集の対象ではありません。参考資料1，2については、条例（案）を検討する上で作成した資料です。参考としてご覧ください。

6. お寄せいただいた意見の取扱

- ・ 条例制定の参考にいたします。
- ・ 意見と意見に対する市の考え方等は、後日公表します。その際、個人が特定される情報は公表しません。
- ・ いただいた意見に対する個別の回答は行いませんのでご了承ください。
- ・ 提出意見に記載された個人情報、記載内容の確認以外には使用しません。

7. お問い合わせ先

松江市 政策部 地域振興課（担当：上（かみ）、広瀬）

〒690-8540 松江市末次町 86

TEL：0852-55-5519／FAX：0852-55-5665

電子メール chiiki@city.matsue.lg.jp